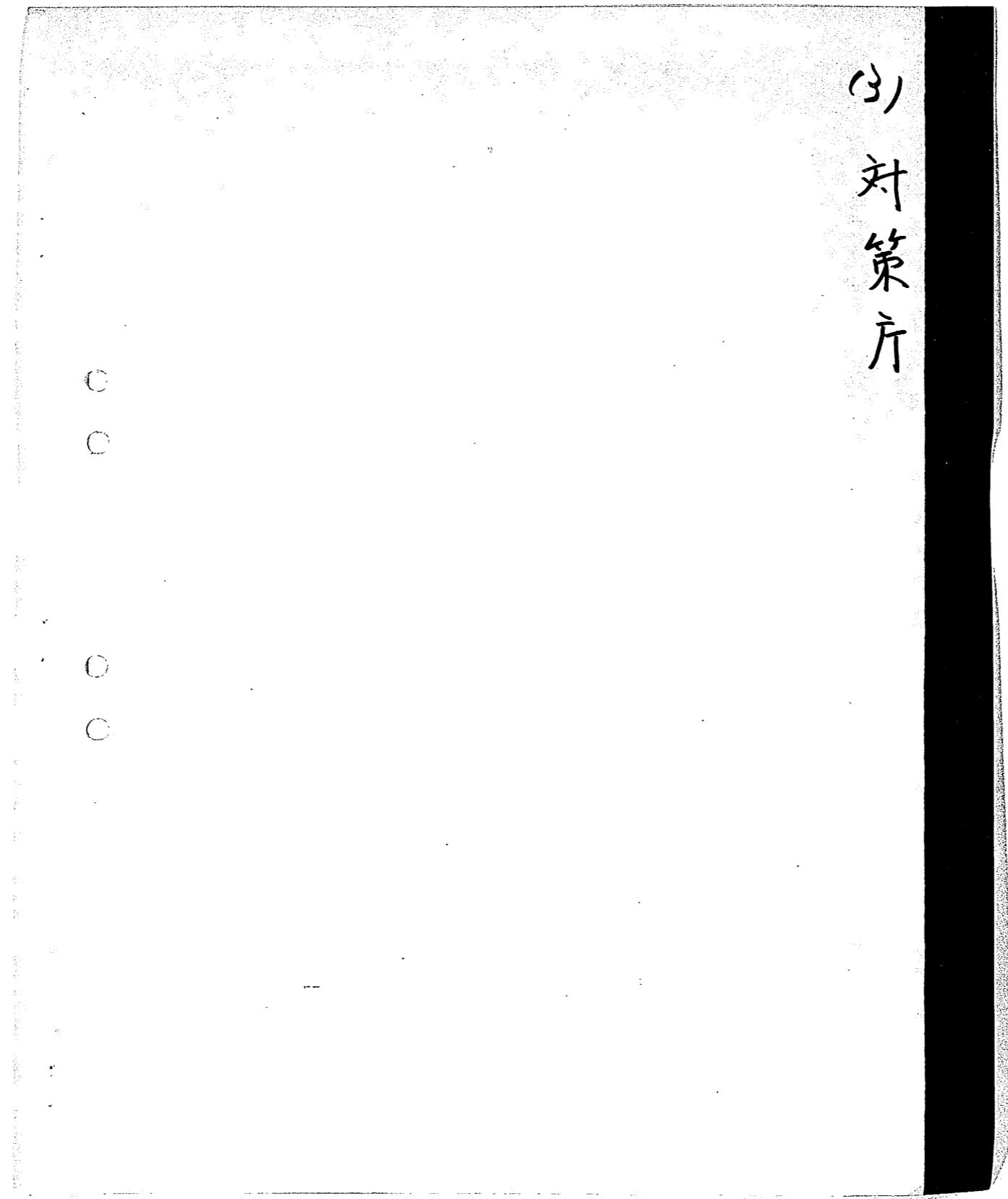


琉球大学学術リポジトリ

沖縄関係　日米沖縄返還交渉/国会提出資料（第067回）

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-08 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43674

(3) 対策庁



対象方

- 総、沖縄(社)
 - ・ 二十九年六月一日内閣の首相訓諭文。
 - ・ 律師立法院の本工復帰次第。
- 3. フラウト調査団報告の全文(和文) (英語訳文)
 - « 沖縄関係公私事業の政策要綱(事業別)
- 5. 各省別の沖縄への出港及航路の配置計画、
事業内容、人員の計画
- 6. 所有者不明土地の現状
- 7. 沖縄用織物の枚数
- 8. 本工企画の沖縄への進出状況
- 9. ドル・シック対策として政府がとった
沖縄に対する緊急措置の実施状況
- 10. 最近三年間の月別の沖縄の外債指數
(総合及び主要品目別)
- 11. 最近三年間の月別の本土からの沖縄への
輸出品の数量、価格
- 12. 10月9日の通貨証明の製作と、対象外の法人の
通貨、預金等。推定額
- 13. 工業用水用織物利用計画
- 14. 沖縄で技術移転契約を締結している
外国人投資家の件名、契約条件

GA-6

外務省

- 15. 沖縄法人の株式、社債、債権を所持する
外国人投資家の件数、額。
 - 16. 水資源開発計画、利用計画。
 - 17. 本年の沖縄の干ばつ被害、台風被害の状況と
これに対する本土政府の援助措置。
-
- 総、協、沖(合)
 - 1. 沖縄県各市町村別の所有者不明土地、
非細分土地、黙認耕作地の地区別面積と
現在の使用状況。
 - 2. 沖縄振興開発資金統一公庫統算に因る。
 - ① 律師用織金融公化、大銀金融公庫、琉球政府の
産業用織資金融通特別会計、逓報船建造資金融通
特別会計、伝統建設資金融通特別会計、農林漁業
資金融通特別会計、本工産業資金特別会計の
資金往來並び負債、純資産の額(附則第4条第2項)
を示す。
 - ② 附則第5条第2項下規定の「銀行その他」
金銀機關からの借入金で政令で定めるもの
返済に必要な資金」の総額、業種別及び

GA-6

外務省

- 3
- 資本階級別の金額を示せ。
- ③ 本文第4条第1項の追加出資の額
(昭和四十八年度).
- ④ 本文第ニイ条の借入金の額
(昭和四十八年度).
- ⑤ 本文第ニイ条 ~~外銀振興開発金融公庫~~
その他債券の発行額、条件、期限見込.
3. 神縫の復帰に伴う特別措置に関する
法律案について.
- オカイニ条に規定する各種のドル表示債権債務の
元本内訳とこれらのがれの終償期(政令で定める
もの及び特約のあるものを含む)
4. 非流保人の土地取得状況
5. 最近の土地買賣状況(土地買占め)
6. 神縫開発行の株構と取扱数.
- 参 備特 (社)
1. 二十九年六月一日内閣へ首相就任
 2. 流保立法院へ本工復帰承認
- 参 備特 (共)
- 作 ✓

移住費用に対する五百七十万ドルは合計三千五十五万ドルの数字に含まれている。五百七十万ドルは次の様に支出される。転居される紳士を三百哩程度離れた他の島へ移動させ同島に於ける彼等に対する部落建設費として二百七十七万ドル、それに加えて三百万ドルは海兵隊が要求を提出してゐる一万二千エーに現在住んでいる一、二〇〇世帯程度の家族を転居させる費用、最初の計画では海兵隊は軍部が現在領有している四万エーか

持つてきただが、下院議院第三七〇〇号の審議に於ては、議会が得た証言の日付現在では評決は「一つとして与えていない。陸軍の提案下では同じ方法が長期地の獲得に於いて使われる。

も設された土地所有者の問題がもつと重大な経済的、政治的割合を来たしていない理由は次の二つの適切な要因によるものである。最初に土地所有者は主として一九四五年戦争行為に依つて転置された彼等の多くの者は軍施設建設中に、にわかに見つけられた建設工事に仕事を見つけ、又は米国軍隊の仕事に就いた。次に土地所有者の三分の二が彼等の土地（時限買賣契約にて米國に保有されている）を総合土地計画（マスター・プラン）の完全更用が必要とされるまではそ

一の内七千エートカーを利用して、且つ追加一万二千エー
カーで合計一万九千エートカーを必要とする事を企てた
。その上、海兵隊は沖縄の北部地方において演習目的
のため多大なエートカーを利用する。この後者の土地
は大部分日本国公所有地であり、その使用に對して

神堀には二十九万エーカーあり、その中八万エーカーが農耕地である。一平方哩につき、千二百七十人、口密度でそれと比してイングランドでは二八一人、比島八人、支那一二三人、及びブラジルでは十六人である。中南米の農業経済に対する異常なる土地の重

の要求をみだすため転置される管の土地所有者達が風
一七、的な転置時に於けるこうした土地所有者及び海兵隊員
の転置を許可する。要性

賃借は必要でなく又その使用のため住民を実際に転居する必要もない然し乍ら後でこの報告書に論議される他の経済的影響がある。

年間地代は手に入れた土地の土地価格（「フィバリュー」）の六パーセントの割に定められた。そしてこの評価は一九五三年四月二十八日現在で陸軍エンジニア隊によつて決定された。しかし土地所有者は提案された支払い率は不充分であるとしてこれに基いて借用契約を結ぶ事に不本意である。一九五三年十二月五日発行の民政府布告第二十六号に従つて土地は現在暗黙の賃貸契約によつて保有されている。

地代は各土地所有者の名前で琉球政府に預金されている。土地所有者はもつと高い地代を訴える権利を侵害せずに預金額の七五パーセントを受取る事が出来る。米國土地收用委員会はかかる訴えを認定するため設立された。この委員会はこの地区に於ける司令官である琉球列島の民政副長官によつて任命された。委員会は二人の将校と一人の軍属（シビリアン）によつて構成されている。土地所有者は訴える手段を選ぶに異議がなかつた。委員会では訴願についての聽取会を

をもつと指摘するために次の事を只單に考えてみる
所がある。即ち米國に於いては三百万平方哩程の
方里につき五十至四名である。故に若し琉球の人口が
が米國にあるとすれば米國の人口は現在の一倍
五十五万の代りに二兆七億五千万人である。

自軍が使用している四万エドカ一の内一万六
カ一位の整耕地に沖縄に於ける全整耕地の二十
セントを成している。米國の領有によつて約二十二
人に上る五万世帯を転留した。海兵隊によつて西
れで一萬二千エドカ一の内約三千ニエドカトモ
整耕可能である。

転留された土地所有者は自分の十分の八エドカ
対して年間平均地代として一九五三年の所有者
格に基いて二十ペド以下を受取つている。この事
自体を置き直す資金を供給しない事は明白である
つ又以前彼自身や家族の者に最少限ではあつたは
も生活を統けてゆく手段としてこの土地使用が
なくなつた事に対し充分な補償としてこの事も
るのも出来ない。

棄に対する琉球人の強力な伝統に照らして土地の長期占有を許さず、その理由と反対する者に訴え、由

六万三千百七十八ドルの年々賃貸料と更に土地及びつきまとにて一回つに賃をねば二回つ用づ旨

ひ財をもつことができる。こゝで吾々が原子兵器を貯蔵ま

主への一括払いを以て米軍の必要とする限りその土地の全面的使用を認める。

第二に米国は米軍の土地收回によつて今までにあるいは今後移動させられる部族民の移住に先島や沖縄本島にある使用出来る未開墾地には道路、学校、病院、水道施設、電力等の共同施設を提供するため最少限度

た附帯的な支出と損失に対する支払いとして一千三十六万八千百四十ドルを求めてゐるのである。同証言によるとこの数字は道路（ハイウェイ）の地使用に対する支払いとして要求している四百九万七千七百九十三ドルも含まれてゐる。

四百
前記の如きは、陸軍、海軍及び海兵隊の謀されたことはできないのである。
前述の考慮に加えて陸軍、海軍及び海兵隊の謀された使命は更に沖縄の重要性を増大せしめるのである。
陸軍のこの地域における作戦上陸軍は前衛基地をもつてゐる。すなわち陸軍はこの島を海空よりの攻撃から守つてゐる。そのたらく原子兵器をもつて地上部隊をされ

軍では斯様な二重目的を有する計画は地主に長期地役権獲得の際に於ける米國の土地全価格の評価を示すものであると語っている。これにより地主は土地から系統的に生計を得又は左記の詳細に示された他の方法

推定し、沖縄側提案の下に二ヶ年余りに亘つて貿易の支払い及びその他の請求に対して支払われること人々が考えた時に米国側と沖縄側の評価の大巾な相がはつきりして来る。

にとつて明らかにもつと経済的なものであらう。
沖縄側の計画

同分科委員会では、前述の事柄が土地問題自体についての理解に必要なあらゆる根本的事実の打出さざる事態を認めてゐる。然し乍ら土地問題の與はには次の如き問題を惹起せしめる諸要素がある。即ち第一に何故

よつて益々強化されている。すなはち沖縄は米国及び連合国が共産主義者の侵略を防ぐための一連の島々の一つになつてゐる。「冷戦」が統一している間にこの島には海軍の航空施設がなされ、そしてそこから飛び立

反対している。

沖縄人は米園が土地を必要とする限り現在の土地賃借の約七倍にのぼる賃貸料の毎年払いの継続を探査している。彼等の要求は沖縄人が賃貸料として家族の労働

理由は、(1) 戦争による勝利、(2) 対日平和条約、(3) 亞洲の開拓とその附隨する取決めに因るする米国政府の政策の為である。更に又次の様な特別な軍事的目的によつてゐる。

和されそして西太平洋のどこかで起つた變事に対しても直ちに出动出来る態勢をとつてゐる。
よ米國が日本から軍隊を引き揚げる場合、軍事基地として神島を保持することは平時であつても甚々重要にして

産業保険の百パーセントを獲得すべきであるとの理論に基いている。更に又紹介人は生活損失の補償として移動した地主全部に対し同賃料の五ヶ年分同等額の一括払いを要

我が軍が沖縄に駐屯している理由はそれが我々の世界的防衛に実質的役割を演じているからである。他の世界各国に於ける如く、日本、フィリピン等の二国に於ても米国の基地保有の問題は親善的統治の

の
域の重要になつてくる。日本海、黄海を制し又極東地域のソ連基地の脱出口を封じるに沖縄は理想的といつてよいほどに地の利を得ている。又若し台湾と中共の間に競争が起る時は沖縄は強力な援護基地となる。更存

ラジオの発展全般に亘る各種委員会の
開催取扱いに立候するところによる沖縄人の提案した方
法による所の四万エーカーに対する支払、八百二十

琉球列島に於ては吾々は政治的支配権をもつておらず、また同島には挑戦的国家主義運動がないので、吾々長期にわたつて極東——太平洋地域の沖縄

りのようなくるに容易に敵を防ぎ且つ容易に維持出来る島は太平洋諸島の中でも少ない。朝鮮事変の時沖犯は偵察機雷地雷戦に参加した陸海軍機の基地として使用された。

卷之三

卷之三

そして今後戦争が起る場合にはこの島は上述の戦略基

地としてのみならず沿岸攻撃に対する防禦基地とし

て再び使用される沿岸施設に加えて中城湾は対潜海上

輸送前衛補助基地としている外に侵襲作戦基地でもあ

る。然しこゝは海軍水上飛行基地としても使用できる。

而してこれらの水上機が陸上から補給される前には相

当の河岸工事建設が進まなければならない。然しそ

の川岸工事が出来上る迄は海上就役中の艦船に補給基

地を求める事が出来る。

空軍は沖縄本島は中國大陸の東五百哩にて東京マ

ニラからは約八百二十五哩の海上に位置し、米国の安

全保障のために必要と考慮される太平洋防衛圏の一

部である。この防衛圏に従つて建設されてある基地並

に我が國が条約を締結している國にある基地の防衛力

を供給する使命は米國極東軍に与えられているのであ

る。同時に空軍は軍隊の輸送に任じ又米極東軍の拡大

な地域の散在する軍事基地に対して警戒隊の任務に當

るものである。沖縄は朝鮮空軍がこの使用を果すのに

最も肝要な基地を提供してくれるものである。同時に

沖縄は米軍軍事指揮の傍路に対して戦略的又は

戦術的に空軍力を使用するための躍進基地でもある。

従つてこの島は我が國の拡大しつつある防衛前線の一

つであつて戦略的空軍部隊の統帥権を延長するもので

ある。従つて我が國の保全のための将来起

べき侵略戦争に際して急速に戦局を展開せしめ得る

様、米空軍は予知し得る将来に備えて沖縄に空軍部隊

を維持する方策を講ずる必要がある。嘉手納基地に於

ける行政及び軍政管理部隊は二三空軍團であり、

戦斗作戦部隊は第十八戦斗爆撃大隊である。

米國の保有期間

我々の保有期間に因しての質問はおそらくあま議論

島を日本の統治下へ返還した際「那覇に於ける吾等や

緊張の状態が存在する限り……残りの琉球列島に於

いては地代の年払いによつて解決出来ないだろ。

うむたの損害を充分補償しなかつた。

今日までの米国計画の不充分さ

分科委員会の意見によると沖縄人は正当な価額以上

の補償を要求しているが、他方我が政府は沖縄人のこ

とを理解していない。しかし根本

問題は地代の年払いによつて解決出来ないだろ。

前に述べた様に米國はその使用している財産の公

平な価格の六分之一を地料として算定している。(即ち一

エーカーにつき平均三百三十ドル) 従つて永代地代の

目通り額としては外見上竟大な額になつてゐる。しかし、沖縄での一家族所有地が平均〇・八エーカーとな

つて、沖縄の一家族所有地が平均〇・八エーカーとな

い。

米國占領のもたらす利益面

ではあるが、誤解を招く恐れがある。といふのは以上

の説明は沖縄に米國軍隊が駐屯しているために沖縄人

に与えられている復次利益を反映していないからで

ある。例えば米國軍隊の沖縄に於ける防衛基地建設の

ために広い範囲内に与えられた基礎建設

に一人の割合でいる形で米國軍隊により雇用さ

れており、しかも彼等は沖縄の歴史上にかつてない最

て現在の権力と権利行使する事

の実現は、米國に於いて開かれた公聴会に於いて

の問題は煽動と混同に導くための公認された手段を小

教黨に供している。共産主義者の煽動であるとなか

らうと小教黨は、補償に対する米國の如何なる適切目

の問題がなくなつてしまつてある。

土地は何處にあつても土地であり、そして土地接収

は同時も一寸も違わない同様の規則によつてなされる

立場を取る事は便利であり、問題解決を容易な

らしめるである。然し、当分科委員会は米國には存

て現在の権力と権利行使する事

の実現は、米國に於いて開かれた公聴会に於いて

の問題は煽動と混同に導くための公認された手段を小

教黨に供している。共産主義者の煽動であるとなか

らうと小教黨は、補償に対する米國の如何なる適切目

の問題がなくなつてしまつてある。

土地は何處にあつても土地であり、そして土地接収

は同時も一寸も違わない同様の規則によつてなされる

立場を取る事は便利であり、問題解決を容易な

らしめるである。然し、当分科委員会は米國には存

て現在の権力と権利行使する事

の実現は、米國に於いて開かれた公聴会に於いて

の問題は煽動と混同に導くための公認された手段を小

教黨に供している。共産主義者の煽動であるとなか

らうと小教黨は、補償に対する米國の如何なる適切目

の問題がなくなつてしまつてある。

土地は何處にあつても土地であり、そして土地接収

は同時も一寸も違わない同様の規則によつてなされる

立場を取る事は便利であり、問題解決を容易な

らしめるである。然し、当分科委員会は米國には存

て現在の権力と権利行使する事

の実現は、米國に於いて開かれた公聴会に於いて

の問題は煽動と混同に導くための公認された手段を小

教黨に供している。共産主義者の煽動であるとなか

らうと小教黨は、補償に対する米國の如何なる適切目

の問題がなくなつてしまつてある。

土地は何處にあつても土地であり、そして土地接収

は同時も一寸も違わない同様の規則によつてなされる

立場を取る事は便利であり、問題解決を容易な

らしめるである。然し、当分科委員会は米國には存

て現在の権力と権利行使する事

の実現は、米國に於いて開かれた公聴会に於いて

の問題は煽動と混同に導くための公認された手段を小

教黨に供している。共産主義者の煽動であるとなか

らうと小教黨は、補償に対する米國の如何なる適切目

の問題がなくなつてしまつてある。

土地は何處にあつても土地であり、そして土地接収

は同時も一寸も違わない同様の規則によつてなされる

立場を取る事は便利であり、問題解決を容易な

らしめるである。然し、当分科委員会は米國には存

て現在の権力と権利行使する事

の実現は、米國に於いて開かれた公聴会に於いて

の問題は煽動と混同に導くための公認された手段を小

教黨に供している。共産主義者の煽動であるとなか

らうと小教黨は、補償に対する米國の如何なる適切目

の問題がなくなつてしまつてある。

土地は何處にあつても土地であり、そして土地接収

は同時も一寸も違わない同様の規則によつてなされる

立場を取る事は便利であり、問題解決を容易な

らしめるである。然し、当分科委員会は米國には存

て現在の権力と権利行使する事

の実現は、米國に於いて開かれた公聴会に於いて

の問題は煽動と混同に導くための公認された手段を小

教黨に供している。共産主義者の煽動であるとなか

らうと小教黨は、補償に対する米國の如何なる適切目

の問題がなくなつてしまつてある。

土地は何處にあつても土地であり、そして土地接収

は同時も一寸も違わない同様の規則によつてなされる

立場を取る事は便利であり、問題解決を容易な

らしめるである。然し、当分科委員会は米國には存

成つてゐるので無期限に農耕できると信するにい

理由があると承知している。沖縄人によつて現在農

耕されているこれらの土地の使用は、成り立つてゐる。

続されるべきであり、且つその他の土地も与え限り

使用させる様にすべきである。

三、此處に書かれた勧告は沖縄人自体及び特に琉球政

府に対するものである。沖縄本島の現在休ませてあ

る土地で以前農耕地であつたものが少くとも一万二

千エーカー（一部見積りで二万七千エーカーある

）があると見積りされている。こゝで云う土地は

一つとしてマスター・プラン（総合的計画）の土地で

はない。此の土地の多くは他の生活手段、他の処に

もつとも立派な農耕地を持ち、或は又は民間業者

に仕事を持つ人々によつて所有されてゐる所理解して政府

の便を圖り開拓することによつて所有されてゐる所

土地の改善をするようになつてゐる。

農耕可能なすべての土地がその様に利用できるよ

う早急且つ積極的処置を講ずるよう勧告する。

四、計画は未だ充分に進展して居るようには見えない

けれども分科委員会の知る所では空軍は沖縄の百八

十哩西南に位する宮古島に飛行場を建設することに

重大な考慮を払つゝあつた。

分科委員会はこの島の上を低空で飛んだがその島は

非常によく耕作されているよう見えた。当委員会は

はまたそこまでは土地がその人口に対して充分でな

といふ理由で宮古住民はいま石垣島と西表島へ移

に考慮を払つた事。

三、商財産の評価には比較先端の処理方法を取る事

四、土地は深耕可能及び非深耕可能地でも琉球經濟に

返還出来るものは凡て早急に返す事。

五、琉球人によつて農耕されている現在軍使用のこれ

らの土地はその慣例を継続し深耕可能なその他の土

地もかゝる慣例にならうべきである事。

六、現在農耕されずに放置されている軍管理下の沖縄

の土地が農耕の為に使用される様に琉球政府はどこ

までも積極的計画を樹立する事。

七、米軍に依る追加土地収用は最少限に留める事。

八、空軍は宮古島に於ける飛行場建設に関する提案

九、軍当局は部隊員に沖縄の森林を最高度に使用する

事を許可し、これは間接且つ協力を基として行われ

ること。

十、海軍と空軍では、社会、経済及び財政的各方面に

亘る精密且つ詳細な考慮に基づく最終的決定により

、われらは正義を武器とし一切の暴力的武器をと

ることを否定する。米國が万々一実力行使すること

があつても、無抵抗の抵抗をもつて力に對処す

る。

十一、我々は個々の利害を超えて、民族的意識につつての確信

をもつて、何ものも恐れず勇敢に進む。

十二、國防省は原子力利用による電力開発の可能性についての分科委員会の提案に最も慎重な考慮を払う

様勧告する。

（ライス勧告に対する動き）

一、一九五六年六月九日マーケー副長官からライス

勧告の摘要書が発表された。これに、四者協議

の結果についてあり更に海軍による与那原飛行場の

動じつあることも知つてゐる。

この提案は最大の注意を払つて再検討すべきである。

理由の一つはそれは規模は小さいけれど沖縄で起つ

た問題よりずっと悪い問題を惹起するのではないか

と思われるからである。

五、分科委員会は個人所有でない森林地帯が全沖縄の

村經濟にとつて薪とりが重要であることを知つてゐる。

前述したようにこれは住民にとって困苦の種であ

った。演習及びその他の軍の活動が彼らのその地域

を進駐させることは軍事上の条件を満たす必要から過

度に頻繁に飛行場を立入ることが出来ない。

彼らが毎日間かその森林地帯が立入ることが出来ない

くなつたからである。

六、分科委員会は軍当局が住民の慣習に従つてこ

れら森林地帯の最大限の活用を保証出来るだけの

処置を講ずることを望み、また問題処理に際しては

同様的効力の態度を持つることを保つた。

当分科委員会は軍当局が住民の慣習並びに

機械を利用した計画を着手遂行すべきと、当分科委

員会は考へる。

これに因連して当分科委員会の他の二、三の勧告の

は多大の援助があたえられる。米軍がこの援助供与

に際してはその権力に基いて琉球住民の福祉と繁栄

とその計画達成のため土木工作的専門的知識並びに

機械を利用した計画を着手遂行すべきと、当分科委

員会は考へる。

そこで大略としての分科委員会の勧告は次の通りで

ある。

（○）ライス勧告に対する反論

第一、緒論

向とは逆の結果を招來するであろう。副長官はこの住

民の軍大なる決意を眞摯に本國政府に伝へこれが事態

収拾に最大の努力をなすべきである。これを阻止するため

にあらゆる手段を尽す事を決意している。この問題に

対する行政府、立法院、市町村長会及び軍用地連合会

からなる四者協議会は最後の軍大なる決意をせざるを

得ない立場にある。米國が本案をあくまで強行する

においては土地問題は益々紛糾して米國の期待する方

法、意書

米合衆國下院軍事委員会は、沖縄における軍用土地

問題調査のためライス議員を委員長とする特別分科

委員会を現地に派遣した。同分科委員会は現地に

（内）新規接收反対（内）損害賠償の問題として軍事委員

の解を米國政府に訴えつけた。

（内）新規接收反対（内）損害賠償の問題として軍事委員の世論の支持をえた四原則を最低の要求として提出本月までそ

の問題を米國政府に訴えつけた。

（内）新規接收反対（内）損害賠償の問題として軍事委員の世論の支持をえた四原則を最低の要求として提出本月までそ

の問題を米國政府に訴えつけた。